

川本町結婚支援強化補助金交付要綱

(目的)

第1条 結婚を希望する人が身近で気軽に婚活しやすい環境づくりの推進のため、出会いの場を創出するイベントや婚活セミナーの開催等、地域の実情に応じた出会いの場を提供することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、民間事業者(別表1)や民間事業者と本町を含む複数の自治体により構成される実行委員会等(以下「実行委員会等」という)の行う結婚志向者、婚活初心者が気軽に参加できるイベント等で以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独身者の出会いの場を創出するためのイベントの開催
- (2) 独身者を対象とした「身だしなみ」や「コミュニケーション能力」の向上等を図ることを目的としたセミナーの開催

(対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は別表2のとおりとする。

(企画提案書の提出)

第4条 事業を実施しようとする民間事業者等は、イベント実施計画書(別紙様式)を提出しなければならない。

町長は、提出されたイベント実施計画書の内容を以下の観点で審査し、承認を行うこととする。

また、必要に応じて町長は民間事業者等に対して、イベント実施計画書の作成の助言を行う。

【審査の観点等】

- イベントの目的が明確に定められているか。
- イベントの目的に対してイベントの内容が適切であるか。
- イベントの広報は参加者が集まりやすい工夫がされているか。

○本町の結婚支援の方針・考え方において、そのイベントがどのような位置づけになるか把握できるか。

○サポートセンター登録に向けた取組を行うか。行わない場合、本町においてイベント参加者に対してサポートセンター登録促進に向けた取組を行う。

○実行委員会等がイベントを行う場合、イベントにおける構成員の役割が明確になっているか。

(補助金の交付)

第5条 補助金は予算の範囲内で交付する。

2 補助金の交付額は、第3条に定める交付対象経費から寄附金その他収入額を控除した額と、別表3に定める実施主体ごとに第2欄に定める基準額と比較して少ない方の額に10/10を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付手続等)

第6条 補助金の交付に関する手続等については、補助金等交付規則(昭和36年規則第1号)によるものとする。

別表1(第2条関係)

対象事業者
町が適当と認める民間団体のグループ、NPO法人、商業法人、企業組合、農事組合法人、営農組合等で以下の要件を備えているもの
・団体としての意思決定により事業を実施し、確実な経理処理ができること
・団体の本拠としての事務所又は、事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体
・規約等により活動目的を明文化していること
・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、反社会勢力又は反社会勢力の統制下にある団体でないこと

別表2(第3条関係)

対象経費		内容(例示)
報償費		司会料、講習会等の講師に対する謝礼等
旅費		司会者・講師等に係る旅費等
需用費	消耗品費	文具類、材料費等
	印刷製本費	チラシ等印刷代
役務費	通信運搬費	郵券料等
	広告料	新聞・SNS等による広告料
	保険料	損害保険の保険料等
委託費		パンフレット等制作費
使用料及び賃借料		会場、自動車等の借上料等

別表3(第5条関係)

1 実施主体	2 基準額
民間事業者	100千円／イベント
実行委員会等	200千円／イベント

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年度分の事業から適用する。